

經濟論叢

第 169 卷 第 2 号

-
- セルフヘルプの組織論（2）……………田 尾 雅 夫 1
- 負債・持分の区分基準の意義と
限界に関する理論的検討……………池 田 幸 典 21
- グリーン製品選択のジレンマ問題……………在 間 敬 子 41
- マイクロソフト社の成長と「航空宇宙企業都市」
シアトルの構造変化（2）……………山 縣 宏 之 56
- 花王におけるブランド管理
組織の展開（2）……………安 賢 貞 72
- 《研究ノート》
- アダム・スミスの学問方法論をめぐって……………田 中 秀 夫 91
-

平成14年2月

京都大學經濟學會

負債・持分の区分規準の 意義と限界に関する理論的検討

——FASB2000年公開草案を中心に——

池 田 幸 典

I はじめに——金融商品の複雑化と負債・持分の区分規準の進展——

前稿（池田 [2001]）では，米国財務会計基準審議会（以下「FASB」と略称）の1990年討議資料（以下「FASB [1990]」¹⁾と略称）²⁾を検討し，FASB が，概念フレームワークにおける負債を規定し持分を残余とする構造³⁾を前提としたうえで，引渡す対象物が資産であるか否かによって負債と持分を区分しようとしていることを論じた。すなわち，FASB は，ある項目が資産を引渡すならばその項目を負債にするいっぽうで，ある項目が資産を引渡さないならばその項目を持分に区分しようとしており，その結果，既存の会計基準のいくつかは変更を余儀なくされるであろう，ということを指摘した。

FASB [1990] は金融商品プロジェクト⁴⁾の一部として公表されたものであることから明らかなように，金融商品に係る負債・持分の区分の問題を主に扱っている。しかし今日，金融商品はますます複雑になりつつある。そのことが負債・持分の区分の会計問題にも影響を与えている。とりわけ，決済方法として現金と自社株式⁵⁾との選択を与えるような金融商品が登場している。かか

1) なお，FASB [1990] については，小宮山 [1993]，上田 [1994]，古賀 [1996] 第13章，梶田 [1996b] もあわせて参照。

2) こうした構造は，「負債確定アプローチ」とも呼ばれる（徳賀 [2000] 97ページ）。

3) FASB 金融商品プロジェクトについては，Woods and Bullen [1989] を参照。

4) 本稿において「自社株式」とは，自社が発行した発行済株式，これから発行する未発行の株ノ

る現状は、FASB [1990] が公表された当時は考慮に入れられておらず、FASB [1990] では決済方法の多様化については検討されていない。しかし現在では、金融市場のこうした現状を考慮しつつ基準設定を検討しなければならないであろう。

FASB が2000年10月27日に公表した公開草案『負債、持分、もしくはその両方の性格を持った金融商品の会計処理』（以下「FASB [2000a]」）と略称）は、かかる現状を踏まえて負債・持分の区分問題を扱っている。その前提となるのが、FASB [2000a] と同時に公表された公開草案『FASB 概念書第6号の修正』（以下「FASB [2000b]」）と略称）による概念書第6号の負債の定義の修正である。

そこで本稿では、この2つの公開草案を検討し、そこで提示されている負債・持分の区分規準と、その含意を明らかにする。そのうえで、当初 FASB [1990] で FASB が想定していた規準が崩れ、「資産を引渡す義務＝負債」「自社株式を引渡す義務＝持分」という図式が必ずしも成立しえないことを示す。かかる検討を通じて、資産負債アプローチに依拠した概念フレームワークを機械的に適用することによる「負債・持分の区分規準」の理論的限界を示すことができれば幸甚である。

II FASB [2000a] の概要

FASB [2000a]⁵⁾は、FASB の金融商品プロジェクトの一環として、負債、持分、もしくはその両方の性格を持つ金融商品の、発行者の貸借対照表におけ

ゝ式、そして、いったん発行したが買戻した株式（自己株式）の、全てを含む（野口 [1999] 21 ページ、今福・田中 [2001a] 63 ページ、および今福・田中 [2001b] 103 ページを参照）。いっぽう「自己株式」とは、いわゆる「金庫株」のことを指す。すなわち、「自己株式」とは、会社がいったん発行した後にその会社自体が取得して所有している株式のことを指すものとする。したがって、上述の自己株式の定義に照らせば、「自己株式を取得することはできない」（柴 [1999] 2 ページ）。取得できるのは、発行済の自社株式である。いっぽう、発行できるのは、未発行株式ないし自己株式であり、発行済株式を発行することはできない。

5) 以下、本稿では、FASB [2000a] からの引用については、パラグラフ数のみを示すことにする。

る区分問題を処理すべく公表されたものである (par. 9)。また, FASB [2000a] は, FASB [2000b] における負債の定義の修正 (後述) と連動しており (pars. 10-11), FASB [2000b] によって修正される予定の, 負債の定義の具体的な適用方法について, 説明および規定がなされている。本節では, FASB [2000a] の要点を, 「負債・持分の区分規準」という本稿の論述に関わる範囲で概観する⁶⁾。

1 負債と持分の中間項目の否認

まず, 前提として, FASB [2000a] は, 「(貸方に計上される) 諸項目を, 貸借対照表の負債と持分の中間に表示してはならない」 (par. 18) と規定し, 負債と持分の中間項目の存在を否認する。FASB は, 負債と持分の中間項目を否認する理由を, FASB 概念フレームワークでは負債と持分の中間項目は認められていないし, そして, そのような中間項目を新たに設定することは, 負債と持分の区分が不明な項目が新たに登場するたびに新たな中間項目を負債と持分の中間に設定するという「望ましくない前例」を作る結果を招くからであると説明している (par. 162)。これによって, 従来負債と持分の中間に「一時的持分 (temporary equity)」として表示されていた項目, たとえば強制償還優先株式などは, 一時的持分としてではなく, 負債として示されることになる⁷⁾。

2 負債・持分の区分規準

FASB [2000a] によれば, 「金融商品を発行する実体は, その金融商品の構

6) FASB [2000a] は, 負債と持分の両方の性質を有する複合金融商品について, 負債部分と持分部分に分けるよう規定している (par. 20) が, 負債・持分の区分規準という本稿の目的とは直接関係しないので, ここでは複合金融商品の会計処理については取り上げない。

7) 強制償還優先株式とは, 「特定の時期に特定の価格で償還する義務を内包し, ホルダーに発行企業の資産を譲渡するという, 強制的な義務を含む」優先株式を指す (FASB [1990] par. 78)。従来, 強制償還優先株式については, 貸借対照表では持分から除外して表示すべしとしか規定されておらず (Securities and Exchange Commission [1979]), そのため, 強制償還優先株式は, 上場企業の会計実務において一時的持分として表示されていた (Nair et al. [1990] p. 34)。しかし FASB [2000a] によると, 強制償還優先株式は負債となる (par. 64c)。

成要素を次のように区分しなければならない」(par. 17)とされる。

- 「a. 金融商品の発行者は、発行者の自社株式であって、かつ発行者の義務⁸⁾にならない金融商品要素を、持分として区分しなければならない。
- b. 金融商品の発行者は、発行者の義務となる金融商品要素が下記の(c)の規準を満たさなければ、当該金融商品要素を負債として区分しなければならない。
- c. 義務となる金融商品要素の発行者は、当該金融商品要素が次の規準のいずれかを満たすならば、当該金融商品要素を持分として区分しなければならない。
- (1) その義務によって、一定数の自社株式の発行による決済を金融商品の発行者が要求（もしくは発行者の裁量で許容）される。
- (2) その義務によって、金融商品の発行者が、その発行者の数量の定まらない自社株式の発行による決済を要求（もしくは発行者の裁量で許容）され、さらにその義務が以下の条件を両方とも満たしている。
- (a) 当該義務の貨幣的価値⁹⁾のいかなる変動も、一定数の発行者の自社株式の公正価値の変動に帰し、その自社株式の公正価値の変動と等しい。
- (b) 当該義務の貨幣的価値が、発行済自社株式の公正価値の変動と同じ方向に変動する。」(par. 17)

これによると、金融商品は、まず義務であるかどうかを検討されなければな

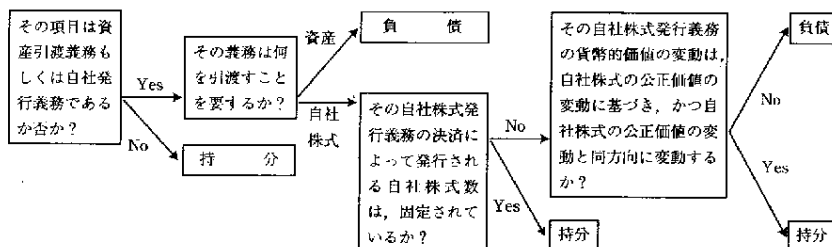
8) ここで義務とは、具体的には、資産引渡義務ないし自社株式発行義務である。

9) 貨幣的価値とは、「現在の市場の状況に対する変化がないと仮定した場合に、満期時における義務の決済において、その金融商品要素のホルダーに引渡されるであろう価値の金額」を指す(par. 6)。たとえば、100円で自社株式を発行する義務は、株式市場における価格がどうなろうとも、その義務の決済のために100円という一定額で自社株式を発行しなければならない。したがって、この義務の貨幣的価値は、株価の変動にかかわらず100円である。いっぽう、義務の履行時点の株価で自社株式を発行する義務は、株価の変動によって貨幣的価値が変動することになる。たとえば、義務を発行した時点で株価が100円であれば、義務発行時点の貨幣的価値は100円である。しかし、その後に株価が120円に変動すれば、当該義務の貨幣的価値は120円に増大することになる。

らず (par. 171), 義務になれば持分となる。つぎに, 義務となる金融商品については, 資産譲渡と自社株式発行のどちらを要求するか (および義務を決済する方法に対する発行者側の裁量) が考慮され, 資産譲渡をホルダーが要求することのできる義務であれば負債になる。そして, その金融商品が自社株式発行による義務決済を発行者に要求 (もしくは許容) する義務であれば, その金融商品の義務は, 「ホルダーの発行者への投資の価値に関連したリスクと便益に基づいて」, すなわち当該義務のホルダーのリスク及び便益が株主のリスク及び便益と同様であるかどうかによって, 負債もしくは持分のどちらかに区分される (par. 168)。以上の諸関係を図示したのが, 第1図である。

たとえば, 自社株式を対象とした売建コール・オプション取引の場合を考えてみよう。かかるオプション取引においては, オプション行使時における決済条件によって, 取引の内容が変化する (第1表参照)。当該オプションが行使されたときに自社株式を発行する義務であった場合, 当該オプションは上記の条件 c (1) を満たし, 持分となる (par. 72)。しかし, 差額を現金で決済する義務の場合には, 自社株式発行が生じないために, 上記の条件 c を満たさず, 負債となる。いっぽう, 当該差額を自社株式発行で決済する義務の場合には, 当該オプションに係る義務の貨幣的価値の変動が株価の変動と同方向に推移する, 換言すれば, オプションホルダーの採算が株価と同方向に変動する (第2図参照) ため, 上記の条件 c (2) を満たし, 当該オプションは持分となる

第1図 FASB [2000a] にもとづく区分の規準

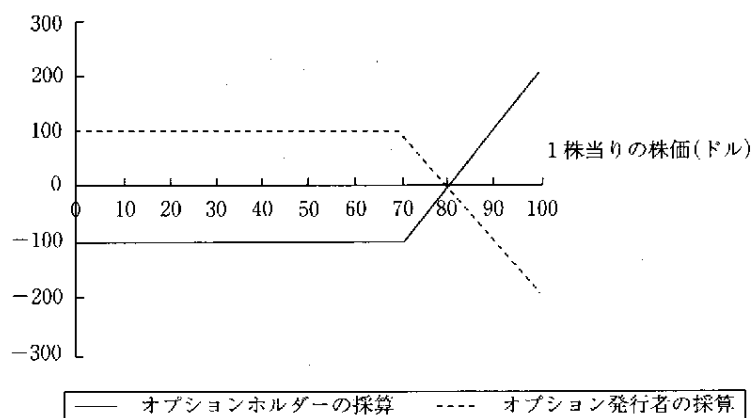


出典: FASB [2000a] pars. 17 and 168 をもとに作成。

第1表 自社株式を対象とした売建コール・オプション取引の取引例と仕訳

0. 自社株式を対象とした売建コール・オプション取引を行う。Q社は投資家からオプション1単位あたり10ドルを受け取る。その行使価格は80ドルである。それを10単位取引する。よってQ社は100ドルを受け取る。当該オプションは、行使されたときにQ社が引き渡す対象物によって、負債になるか持分になるかがあらかじめ決まる。Q社の株式が引き渡される場合にはそのコール・オプションは持分になり、現金等の資産が引き渡される場合にはそのコール・オプションは負債になる。引き渡される対象物の性質によって、以下のいずれかの取引が行われるものとする。なお、当該オプションが行使されるのは株価が1株当たり80ドルを超える場合であり、80ドルを超えなければ行使されない。					
1-a そのオプションはQ社株式の発行で決済されなければならない。Q社の株価が1株あたり100ドルであれば、オプションは行使され、行使されればQ社は同社の株式を1株あたり80ドルで10株発行しなければならない。Q社は受け取った800ドルを全て資本金に組み入れるものとする。 (仕訳A)		1-b そのオプションは、行使されたときに行使価格と時価の差額を現金で支払わなければならないものである。Q社の株価が1株あたり100ドルであれば、オプションは行使され、その場合Q社はオプション1単位につき20ドルを、すなわち合計200ドルを現金で支払わなければならない。 (仕訳B)		1-c そのオプションは、行使されたときに行使価格と時価の差額をQ社の株式で支払わなければならないものである。Q社の株価が1株あたり100ドルであれば、オプションは行使され、その場合Q社はオプション1単位につき20ドルを、すなわち合計200ドルを自社株式で支払わなければならない。発行すべきQ社の株式数は2株であり、Q社はこの金額を、全額資本金に組み入れるものとする。これは株式の無償交付に該当し、形式的増資である（大数[1998] 374-375ページ参照）。Q社はこの株式発行に当たり、資本剰余金を200ドル資本金に組み込むことにした。 (仕訳C)	
仕訳A		仕訳B		仕訳C	
0	(借)現金 100	(貸)コール・オプション(持分) 100	(借)現金 100	(貸)コール・オプション(負債) 100	(借)現金 100 (貸)コール・オプション(持分) 100
1 (オプションが行使されなかった場合)	(仕訳なし)		(借)コール・オプション 100	(貸)当期収益 100	(仕訳なし)
1 (オプションが行使された場合)	(借)現金 800	(貸)資本金 800	(借)コール・オプション (借)決済損喪 200	(貸)当期収益 100 (貸)現金 200	(借)資本剰余金 200 (貸)資本金 200

第2図 自社株式を対象とした売建コール・オプション取引における
オプションホルダー（投資家）とオプション発行者（Q社）の採算の推移
採算(ドル)



(FASB [2000c] p. 28)。

いっぽう、自社株式を対象とした売建プット・オプション取引¹⁰⁾の場合にも、オプション行使時における決済条件によって、取引の内容が変化する（第2表参照）が、かかるオプションについては、決済方法に関わりなく、義務の貨幣的価値の変動が株価の変動と逆方向に推移する、換言すれば、当該オプションホルダーの採算が株価と逆方向に変動するため（第3図参照）、上記の条件 c (2)(b)を満たさず、決済の方法に関わりなく、当該オプションは負債になる（FASB [2000c] p. 29）。当該取引に対する現行会計規定では、決済方法によって負債になる場合と持分になる場合があるが（Emerging Issues Task Force [1997] p. 874B）、FASB [2000a] の規準を前提とすると負債になる。

ゆえに、FASB [2000a] では、義務の決済に要する対象物の性格（資産か自社株式か）が区分規準の一部になっているが、義務の決済に自社株式発行を

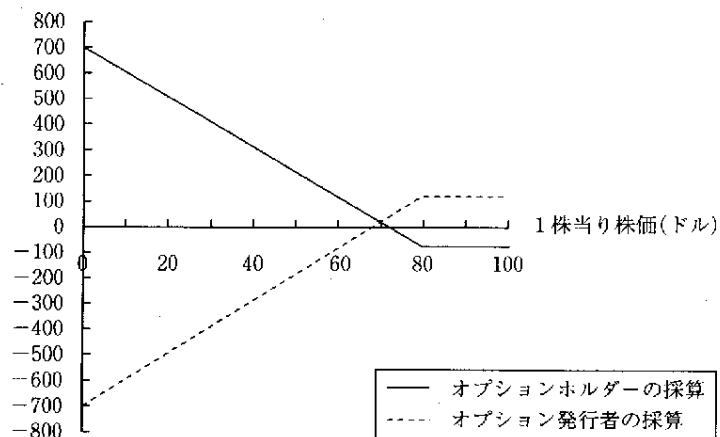
10) この点については、権田 [1996a], [1997b] を参照。また、池田 [1999a], [1999b], [2000] でも、やや立ち入った検討を行っている。

第2表 自社株式を対象とした売建プット・オプション取引の取引例と仕訳

0. 自社株式を対象とした売建プット・オプション取引を行う。Q社は投資家からオプション1単位あたり10ドルを受け取る。その行使価格は80ドルである。それを10単位取引する。よってQ社は100ドルを受け取る。当該プット・オプションは、決済方法のいかんにかかわらず、負債となる。引き渡される対象物の性質によって、以下のいずれかの取引が行われるものとする。なお、当該オプションが行使されるのは株価が1株当たり80ドルを下回る場合であり、株価が1株当たり80ドルを超えれば行使されない。						
1-d そのオプションはQ社株式の購入で決済されなければならない。Q社の株価が1株あたり60ドルであれば、オプションは行使され、その場合Q社は同社の株式を1株あたり80ドルで10株買い戻さなければならない。Q社は現金800ドルを支払い、自己株式を取得する。 (仕訳D)	1-e そのオプションは、行使されたときに行使価格と時価の差額を現金で支払わなければならないものである。Q社の株価が1株あたり60ドルであれば、オプションは行使され、その場合Q社はオプション1単位につき20ドルを、すなわち合計200ドルを現金で支払わなければならない。 (仕訳E)	1-f そのオプションは、行使されたときに行使価格と時価の差額をQ社の株式で支払わなければならないものである。Q社の株価が1株あたり60ドルであれば、オプションは行使され、その場合Q社はオプション1単位につき20ドルを、すなわち合計200ドルを自社株式で支払わなければならない。Q社が発行すべき株式数は5株であり、Q社はこの金額を、全額資本金に組み入れるものとする。(仕訳F)				
仕訳D		仕訳E		仕訳F		
0	(借)現金 100 (貸)プット・オプション(負債) 100	(借)現金 100 (貸)プット・オプション(負債) 100	(借)現金 100 (貸)プット・オプション(負債) 100	(借)現金 100 (貸)プット・オプション(負債) 100	(借)現金 100 (貸)プット・オプション(負債) 100	(借)現金 100 (貸)プット・オプション(負債) 100
1 (オプションが行使されなかった場合)	(借)プット・オプション 100 (貸)当期収益 100	(借)プット・オプション 100 (貸)当期収益 100	(借)プット・オプション 100 (貸)当期収益 100	(借)プット・オプション 100 (貸)当期収益 100	(借)プット・オプション 100 (貸)当期収益 100	(借)プット・オプション 100 (貸)当期収益 100
1 (オプションが行使された場合)	(借)プット・オプション 100 (借)自己株式 800 (貸)当期収益 100 (貸)現金 800	(借)プット・オプション 100 (借)現金 200 (貸)当期収益 100 (貸)決済損失 200	(借)プット・オプション 100 (借)現金 200 (貸)当期収益 100 (貸)決済損失 200	(借)プット・オプション 100 (借)決済損失 200 (貸)当期収益 100 (貸)現金 200	(借)プット・オプション 100 (借)決済損失 200 (貸)当期収益 100 (貸)現金 200	(借)プット・オプション 100 (借)決済損失 200 (貸)当期収益 100 (貸)現金 200

要するからといって当該義務が必ずしも持分になるわけではなく、自社株式発行を要求（もしくは発行者の裁量で許容）する義務であっても、その義務のホルダーのリスク及び便益が株主のリスク及び便益と同様のものでなければ負債になる場合がある。この場合、負債に区分された義務の決済のために発行され

第3図 自社株式を対象とした売建プット・オプション取引における
オプションホルダー（投資家）とオプション発行者（Q社）の採算の推移
採算(ドル)



た自社株式は、「本質的に資産の代わりに用いられている¹¹⁾」のである（FASB [2000b] par. 3b）。

3 小括

以上で見てきたように、FASB [2000a] では、負債と持分の中間項目の存在を否認したうえで、義務の有無と、その義務のホルダーと発行者との関係にもとづいて、負債と持分の区分規準を規定している（第1図参照）。

しかし、第1図からもわかるように、FASB [2000a] において同じ持分と区分されるにしても、資産引渡義務もしくは自社株式発行義務のどちらでもないから持分になることと、株主リスクと同様のリスクを持つ自社株式発行義務であるから持分になることとは、別の次元の問題である。また同様に、負

11) ここで「自社株式が用いられる」というのは、自社株式が引渡されるという意味であり、換言すれば、自社株式が発行されるという意味でもある。なお、この場合の自社株式は、未発行株式もしくは自己株式である。

債と区分されるにしても、資産引渡義務であるから負債であることと、株主リスクと同様のリスクを持たない自社株式発行義務であるから負債になることとは、別の次元の問題である。すなわち、FASB [2000a] には、引渡す対象物にもついた区分規準と、株主リスクとの類似性にもついた区分規準が、混在しているのである。その結果、次元の異なる2つの持分ないし負債が、持分ないしは負債として一括して示されることになるのである。

III FASB [2000b] の概要

前節の検討から明らかなように、FASB [2000b] は、概念書第6号における負債の定義を修正するものとなる。

現在の概念書第6号における負債の定義は、次の通りである。

「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が他の実体に対して、将来において資産を譲渡または用役を提供しなければならないという現在の義務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である。」(FASB [1985] par. 35)

FASB [2000b] は、この定義に、次の脚注を追加するように規定している。

「主に金融商品や複合金融商品の構成要素ではあるが、義務の中には、自社株式の発行による決済を、当該義務を負う者に要求もしくは許容するものもある。もしそれらの金融商品要素が、ホルダーと発行者の間に所有関係を構成しないならば、それらの金融商品要素は負債である。当概念書を通じて負債を、資産の譲渡もしくは犠牲を必要とするものと述べる場合には、報告実体の自社株式発行による決済を当該実体に許容もしくは強制する義務が所有関係を構成しないという限定された状況も含まれている。ある金融商品要素が、(1) 強制的償還規定の対象となっていない発行済株式である場合、もしくは(2) 金融商品発行者の自社株式の発行による決済がその発行者に許容もしくは強制されている義務であり、また、満期における当該義務の決済時に（金融商品発行者が）その金融商品のホルダーに引渡さ

なければならない価値が変動する限りにおいて、その変動が発行者の自社株式の公正価値の変動に帰し、自社株式の公正価値の変動と同等かつ同方向である場合には、その金融商品要素は所有関係を構成する。」(FASB [2000b] pars. 3a and 13)

この追加された脚注の中で、(1)の文言は、強制的償還規定を有する自社株式を負債とすることを意味している。すなわち、当該株式の株主が償還を発行者に要求すれば、発行者は現金等の資産をもって償還に応じなければならない。ゆえに、当該株式は将来に資産の犠牲を発行者に要求するため、負債の定義を満たし、株式であるにもかかわらず負債に区分される。そこでは、議決権、利益配当請求権、会社解散時の残余財産請求権といった、株式が有する権利の有無は無視されている。

また、(2)の文言は、自社株式を譲渡し、資産を譲渡しない義務であっても、所有関係の有無で負債にするか持分にするかを決定することを述べている。自社株式による決済を発行者に要する（あるいは許容する）金融商品の、ホルダーにとっての価値変動が、株価変動と同方向に連動する場合には、当該金融商品は持分になるが、そうならない場合には負債となる。ゆえに義務を発行者が決済した結果自社株式を発行し、資産を譲渡しなくとも、負債と区分される可能性が生じることになる。そこでは、当該金融商品ホルダーの株価変動に伴うリスクと便益が考慮され、かかるリスク及び便益が株価変動に係るリスク及び便益と同様のものであれば、当該金融商品は持分に区分される。ここでもまた、議決権、利益配当請求権、残余財産請求権等の、株式が有する権利の有無は無視されている。

さらに、FASB [2000b] は、概念書第6号の「現在、財務諸表の中に含まれているほとんどの負債は、将来に資産を犠牲にするよう実体に対して要求しているから、第35パラグラフの定義の下で負債としての資格を与えられている。

「…」もっとも、不確実性の問題や測定の問題があるために認識されないものがあるかもしれない」(FASB [1985] par. 196) という記述の後に、次の文言

を追加するように規定している。

「それに加えて、自社株式の発行による決済を（義務を負っている実体に）要求もしくは許容するが、（ホルダーとの）所有関係を形成しないある種の義務がある。そのような状況においては、実体の自社株式は本質的に、負債の定義を満たす義務を決済するために、資産の代わりに用いられているのである。」（FASB [2000b] pars. 3b and 14）

これらの変更の内容から明らかなように、FASB [2000b] は概念書第6号の負債の定義の本文を変更するものではなく、脚注を追加することによって、概念書第6号の負債の定義を、近年の金融市場の革新によって生じた負債と持分の区分が不分明な金融商品に対応させようとするものである。「義務の決済に要した自社株式は本質的に資産の代わりに用いられている」という説明を加えることによって、自社株式発行により決済される可能性のある義務を負債と区分することができるようになるのである。いっぽう、金融商品ホルダーの株価変動に伴うリスクと便益が株価変動に係るリスク及び便益と同様のものであれば、当該金融商品は持分に区分される。このことから、これらの変更は、従来持分の概念規定をしてこなかった FASB が、持分と区分されるための要件を積極的に提示しているといえるのである。しかしその要件は、株式が有する諸権利に基づくものではなく、株式の市場価格（リスク）に密接に結びついたものである。

次節では、これまでの検討を踏まえ、これら2つの公開草案が有する含意について検討する。

IV 2つの公開草案の含意

FASB は、FASB [1990] において、概念フレームワークにおける負債と持分の定義¹²⁾を変更する意図を持たず、負債と持分の定義に厳格に依拠して負債

12) ここで「持分の定義」とあるが、概念書第6号では、持分は単に資産から負債を控除した残余（FASB [1985] par. 49）と規定されているだけで、積極的に規定されているわけではない。／

と持分の区分問題を解決しようとしていた(池田 [2001])。それに沿うと、負債と持分の中間項目は排除される¹³⁾。また、当初 FASB が FASB [1990] で想定していた区分規準は、資産を引渡す義務は負債とし、自社株式を引渡す義務は持分とする、というものであった(第4図参照)。これは、FASB 概念フレームワークにおける負債と持分の定義に合致しているものと考えられる。

しかし、FASB [2000a] で提起された区分規準では、FASB [1990] で意図された構図は崩れている。すなわち、そこでは、資産を引渡す義務は負債、自社株式を引渡す義務は持分というわけでは必ずしもない。FASB [2000a] で提起された規準は「概念書第6号の負債と持分の区分の再考を反映したもの」(par. 167)であり、概念書第6号の負債の定義を厳格に適用したものではない。概念書第6号における負債の定義の厳格な適用と、FASB [2000a] における規準が異なる部分は、「実体の資産の引渡を(当該実体に)要求しない義務」に関する部分である(par. 168)。そこでは、負債と持分の区分は「持分の定義とその特徴」(par. 169)に基づいて決定される。それらの「再考」は、パラグラフ17の規準 c (2) に反映されている。そこでは、一定数でない自社株式の発行を要求(もしくは許容)する義務のホルダーのリスクが、持分ホルダーのリスクと同じであることが、持分と区分される規準になっている(第1図参照)。

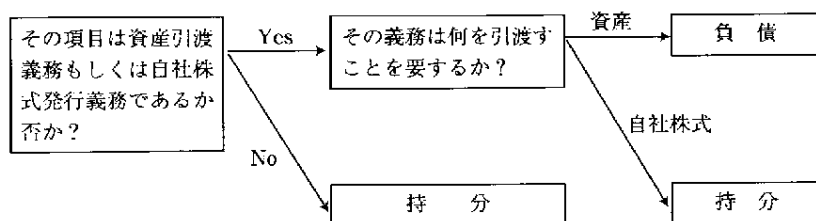
こうした規準を構築するためには当初の概念書第6号における負債と持分の定義を厳格に適用し続けることは不可能であると認識した FASB は、概念書第6号における負債の定義を変更することを決定し(FASB [2000b] par. 10)、FASB [2000b] を公表するに至ったのである¹⁴⁾。ゆえに、FASB [2000b] に

「ゆえに定義とは言いがたいが、少なくとも FASB によれば定義である。本稿では、資産から負債を控除した残余という、FASB の持分概念については、かかる FASB の用語法に沿って、「持分の定義」と呼称している。

13) FASB [2000a] でも、負債と持分の中間項目は容認されていないため、この点については概念フレームワークと整合しているといえる。

14) かかる背景には、FASB を取り巻く様々な関係者の思惑や行動が存在するものと考えられるが、こうした検討については、今後の課題としておきたい。

第4図 FASB [1990] にもとづく区分の規準



出典：FASB [1990] Chap. 2 の内容をもとに作成。

おける負債の定義の変更に伴う負債と持分の区分の再考と、それを前提として提示された FASB [2000a] の負債・持分の区分規準は、FASB が当初意図していた負債・持分の区分の規準が崩れたことを意味しているのである。

当初の区分規準は概念書第6号に整合的に構築されたものであった。そこでは、負債の定義を厳密に適用し、負債でなければ持分とすることが想定されていた。しかし、FASB [2000a] では、負債でなければ持分というわけでは必ずしもなく、負債でないから持分となる部分と、持分でないから負債になる部分とに分かれる。ある項目が義務でなければ、それは負債ではないから、持分になるであろう。しかし、ある項目が一定数でない自社株式の発行による決済を要する義務で、規準 c (2) に合致しなければ、それは持分にはならないから負債に区分されるのである。たとえ負債の定義が変更されたとしても、負債を定義し、持分を残余とする概念書第6号の負債と持分の定義の構造からみると、負債でなければ持分となるという概念フレームワークの構造は維持されるはずであり、持分にならないから負債と区分すべしという論理は成立し得ない。ゆえに FASB [2000a] においては、負債ではないから持分に区分されるという規準は、負債でなければ消極的に持分になるという概念フレームワークの定義の構造と矛盾しないが、持分ではないから負債に区分されるという規準は、かかる概念フレームワークの定義の構造と矛盾している。その意味において、別次元の2つの規準が混在する FASB [2000a] の負債・持分の区分規準は、論理一貫的に構築されたものでもないし、負債でなければ持分になるという概

念フレームワークの定義の構造と完全に首尾一貫するものでもないといえるのである。

しかし概念フレームワークは、新しい会計実務が登場したからといってその都度変更されるものではなく、「会計基準設定のための基準」(津守 [1991] 41 ページ) として、会計基準に安定性をもたらすものである。それでは、FASB [2000b] の負債の定義の変更は、いかなる要因でなされたものであろうか。

その問に対する解答は、かかる負債の定義の変更と、それに連動して生じた FASB [2000a] の新しい区分規準が、自社株式発行による決済を発行者に要求する(あるいは発行者の裁量で許容する)義務に関連して登場したものであることから得られるであろう。従来の概念書第 6 号に依拠した区分規準では、これらの義務は資産を引き渡さないという理由で持分に消極的に区分されてきた。しかし、FASB は、持分と区分されてきた「それらの義務のすべてが、企業実体とその所有者との間に通常存在するような関係を確立しているわけではない」(par. 138, 傍点は池田)とみなしているのである。ゆえに FASB は、これらの義務に従来の概念書第 6 号における負債と持分の定義を適用しつづけることを断念し、概念書第 6 号における負債の定義を変更し、FASB [2000a] において株主のリスク・便益に基づいた負債・持分の区分規準を構築したのである。

このことから明らかなように、FASB は、かかる義務に関する負債・持分の区分については、企業とその所有者との間の関係、すなわち所有関係を重視しているのである。所有関係について言及する以上、何らかの暗黙の資本概念が FASB においても念頭にあるものといわざるを得ない。ある項目が従来の FASB の負債の定義を適用すると負債ではないが、FASB が想定する暗黙の資本概念にも合致しなければ、それは包括利益の一要素として計上されざるを得ない。かかる状況を回避したいがために FASB は、負債の定義を変更し、従来の負債の定義にも、暗黙の資本概念にも合致せず、そして包括利益ではありえない義務を、負債に計上できるようにしているのである。しかしこの変更

は、持分ではない項目を負債に区分できるようにするための負債の定義の変更である。ゆえに、かかる負債の定義の変更は、従来の、概念書第6号に厳格に依拠した負債・持分の区分規準、すなわち引き渡す対象物によって負債か持分かを定める区分規準の限界を含意しているのである。

V おわりに——負債・持分の区分規準とその理論的限界——

本稿の結論をまとめると、次のようになる。

- (1) FASB [2000a] は、負債と持分の中間項目の存在を否認した上で、負債・持分の区分規準を第1図のように規定する。しかし FASB [2000a] では、引渡す対象物に基づく区分規準と、株主リスクとの類似性に基づく区分規準が、混在している。
- (2) FASB [2000b] は、概念書第6号の負債の定義そのものを変更するものではなく、負債の定義に新たに脚注を追加することによって、FASB の負債の定義を、近年における金融市場の革新によって生じた負債・持分の区分が不分明な金融商品に対応させようとしている。これらの変更においては、従来持分の概念規定をしてこなかった FASB が、持分と積極的に区分されるための要件を提示している。金融商品ホルダーの株価変動に伴うリスクと便益が考慮され、かかるリスク及び便益が株価変動に係るリスク及び便益と同様のものであれば、当該金融商品は持分に区分される。しかしその要件は、株式が有する諸権利に基づくものではなく、株式の市場価格に密接に結びついたものである。
- (3) 当初 FASB [1990] で想定された負債・持分の区分規準は、概念書第6号に整合的に構築され、負債でなければ持分とされていた。しかし、FASB [2000a] では、負債でないから持分となる部分と、持分でないから負債になる部分とに分かれる。負債ではないから持分に区分するという規準は、持分を残余と消極的に規定する構造と矛盾しないが、持分ではないから負債に区分するという規準は、かかる構造からすると矛盾している。

その意味において、FASB [2000a] の負債・持分の区分規準は、論理的に構築されたものでもなければ、概念フレームワークにおける、負債を積極的に定義し持分を残余とする構造と完全に首尾一貫するものでもない。すなわち、FASB [2000b] における負債の定義の変更に伴う、FASB [2000a] における負債・持分の区分の再考と、それに基づいて構築された FASB [2000a] の負債・持分の区分規準は、FASB が当初意図した負債・持分の区分の規準が崩れたことを意味している。

- (4) FASB [2000a] は、自社株式発行義務に関する負債・持分の区分については、所有関係を重視し、何らかの暗黙の資本概念を想定している。かかる背景のもとで FASB は、負債の定義を変更し、従来の負債の定義にも、暗黙の資本概念にも合致せず、そして包括利益でもない義務を、負債に計上できるようにしようとして、FASB [2000b] において負債の定義を変更している。しかし、かかる負債の定義の変更は、概念書第 6 号に厳格に依拠した従来の負債・持分の区分規準、すなわち引渡す対象物によって負債か持分かを定める区分規準の限界を含意しているのである。

当初 FASB は、概念書第 6 号の負債の定義を機械的に適用し、その定義を満たすものは負債とし、その定義を満たさないものは消極的に持分としていたのであった (第 4 図参照)。これは、FASB が採る、持分を残余とする考え方に沿ったものである。しかし、FASB [2000a] は、その考え方を部分的にはあるが否定し、負債ではないから消極的に持分とする部分と、持分ではないから消極的に負債とする部分に分かれており、負債・持分の区分規準が二重構造化するという結果を生み出している。これは、負債を定義し、持分を残余と規定する構造から乖離しているといえるであろう。

このように、FASB が当初の想定と異なる規準を設定するという、FASB のかかる行動それ自体が、元来想定されていた区分規準の限界を示しているものと考えられる。すなわち、義務の履行の際に引渡す対象物で負債か持分かを

決定するような区分規準では、引渡す対象物が一意的に決まらない義務には対応できない。ゆえに FASB [2000a] では、引渡す対象物が決まらない義務については、負債の定義を機械的に適用するのではなく、義務の性質が持分の性質を満たしているか否かによって持分か否かをあらかじめ決定しようとする。しかし、この考え方を適用すると、あらかじめ負債と区分された義務の履行として自社株式が「本質的に資産の代わりに用いられる」(FASB [2000b] par. 3b) 可能性が生じることになり、その場合、「本質的に」という曖昧な表現を用いて説明せざるを得なくなっている¹⁵⁾。かかる曖昧な説明を用いざるを得ないところに、FASB の構想する負債・持分の区分規準の限界があるものと考えられる。

すなわち、実際に取引が発生する前にどのような取引が生じるかを仮定して、その仮定に基づいて負債・持分の区分を考えようとするがゆえに、実際に生じる取引において何が引渡されるかということが無視されている点に、FASB が構想した負債・持分の区分規準の限界があるものと考えられる。FASB は実際に生じる取引に基づかず将来事象の仮定に基づいてかかる区分を考慮するが、将来事象は不確定であるから、将来事象を現在時点で仮定し、その仮定に基づいて取引全体の性質を仮定するところに無理がある。そしてそのことが、FASB が構想する負債・持分の区分規準の限界につながっているのである。

(2001年7月3日脱稿)

参考文献

池田幸典 [1999a] 「自社の株式を対象とした売建プット・オプション取引における会計問題(1)」『経済論叢』第164巻第2号、66-86ページ。

15) 「自社株式が本質的に資産の代わりに用いられる」という説明を行うためには、当該自社株式が資産であることが前提となる。しかし米国では、自己株式取引が資本取引とされ、自己株式は未発行株式と同様、資産ではないとされているので、かかる説明には無理があるといわざるを得ない。

- [1999b] 「持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性」『経済論叢』第164巻第6号, 160-186ページ。
- [2000] 「自社の株式を対象とした売建プット・オプション取引における会計問題(2)」『経済論叢』第165巻第3号, 47-67ページ。
- [2001] 「負債と持分の区分規準の展開とその理論的含意」『経済論叢』第168巻第3号, 30-46ページ。
- 今福愛志・田中健二 [2001a] 「資産の取得と決済方法の変化」『企業会計』第53巻第8号, 60-66ページ。
- [2001b] 「負債と資本の区分再考」『企業会計』第53巻第9号, 103-108ページ。
- 上田幸則 [1994] 「FASB の負債概念と持分概念の検討方向」『同志社大学大学院商学論集』第29号, 172-197ページ。
- 大藪俊哉 [1998] 『簿記の計算と理論』税務研究会出版局。
- 桃田龍三 [1996a] 「自己株式を対象としたプット・オプションの会計問題」『旬刊経理情報』第788号, 30-35ページ。
- [1996b] 「負債と持分の区分の会計問題」『日本文理大学商経学会誌』第15巻第1号, 29-56ページ。
- [1997] 「デリバティブと自己株式会計」『会計』第151巻第5号, 33-46ページ。
- 古賀智敏 [1996] 『デリバティブ会計』森山書店。
- 小宮山賢 [1993] 「新株引受権付社債と転換社債の発行者側の会計処理の諸問題」安藤英義・新山忠誓編『会計学研究』中央経済社, 105-123ページ。
- 柴健次 [1999] 『自己株式とストック・オプションの会計』新世社。
- 津守常弘 [1991] 「アメリカ会計原則設定史の歴史的教訓」『JICPA ジャーナル』第426号, 41-45ページ。
- 徳賀芳弘 [2000] 「負債会計と資本金会計」(井上良二編『制度会計の論点』税務経理協会) 91-99ページ。
- 野口晃弘 [1999] 『条件付持分証券の会計』新世社。
- Emerging Issues Task Force [1997] "Accounting for Derivatives Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company's Own Stock," Issue No. 96-13, in *EITF Abstracts: A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 23-24, 1998*, ed. by Financial Accounting Standards Board, pp. 871-874G.
- Financial Accounting Standards Board [1985] *Elements of Financial Statements*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6. (平松一夫・広瀬義州訳)

〔FASB 財務会計の諸概念〔改訳新版〕〕中央経済社、1994年)。

- [1990] *An Analysis of Issues Related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, Discussion Memorandum.
- [2000a] *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, Exposure Draft.
- [2000b] *An amendment of FASB Concepts Statement No. 6*, Exposure Draft.
- [2000c] *Analysis of Impact of FASB Statement No. 1XX, Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both, on EITF Issues*.
- Nair, R. D., L. E. Rittenberg, and J. J. Weygandt [1990] "Accounting for Redeemable Preferred Stock: Unresolved Issues," *Accounting Horizons*, Vol. 4, No. 2, pp. 33-41.
- Securities and Exchange Commission [1979] "Presentation in Financial Statements of 'Redeemable Preferred Stocks,'" Accounting Series Release No. 268, *SEC Docket*, Vol. 17, No. 20, pp. 1412-1419.
- Woods III, C. C. and H. G. Bullen [1989] "An Overview of the FASB's Financial Instruments Project," *Journal of Accountancy*, Vol. 168, No. 5, pp. 43-47.